

令和5年度 受動喫煙防止対策助成金のご案内

中小企業事業者が設置する**既存特定飲食提供施設**の屋内喫煙専用室等に対し助成金を交付します。
(支給上限100万円)

【助成要件】

申請期限: 令和6年1月31日

以下のすべてを満たすことが必要です。

- 労働者災害補償保険の適用事業者であること。
- 下表の労働者数・資本金等の両方またはどちらか一方の条件を満たす中小企業（第二種施設を営む者に限る。）事業者であること。

対象業種		常時使用する労働者数 (企業全体)	資本金等
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5千万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5千万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とすること。

業種	助成対象			助成率	上限額	
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	屋外喫煙所			
第一種施設 学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、行政機関等	×	×	×	-	-	
第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 (事務所、工場、商店、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店、社会福祉施設(第一種施設に該当するものを除く)等)	×	×	×	-	-	
既存特定飲食提供施設 以下の3要件を同時に満たす事業場 ①令和2年4月1日時点で営業している飲食店等 ②個人経営または資本金5,000万円以下 (一の大規模会社が発行済株式の1/2以上を有する場合などを除く。 ③客席面積100㎡以下	飲食店	○	○	×	2/3	100万円
	飲食店以外	○	○	×	1/2	100万円
喫煙目的施設 公衆喫煙所、たばこの対面販売を行い喫煙を主たる目的とするバー・スナック(いわゆるシガーバー)、店内で喫煙可能なたばこ販売店(製造たばこ小売販売業又は出張販売の許可を受けていること。)	×	×	×	-	-	

【必要な性能について】

助成金により設置した喫煙室等は、一定の要件を満たすことが必要です。

措置	施設の種類	室内での飲食	主な要件
喫煙専用室	既存特定飲食提供施設に限る	不可	出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であることなど。
指定たばこ専用喫煙室	既存特定飲食提供施設に限る	可	出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であることなど。

(設置後の測定で風速等の性能が確保されていない場合は、助成金をお支払いすることができません。)

【助成対象経費の上限について】

設置する喫煙室等の床面積 1㎡当たりの助成対象経費の上限を60万円に定めています。

(例1) 飲食店を営むA事務所が、床面積 3㎡の喫煙専用室を設置しようとしたところ、工事費用が180万円となった場合

- ・ $180\text{万円} \div 3\text{㎡} = 60\text{万円} \Rightarrow 60\text{万円以下}$ なので、助成対象経費は180万円
- ・ 助成金は $180\text{万円} \times 2/3 = 120\text{万円}$
- ・ 上限は100万円のため助成金は100万円となります。

(例2) 遊戯施設を営むB事務所が、床面積 3㎡の喫煙専用室を設置しようとしたところ、工事費用が210万円となった場合

- ・ $210\text{万円} \div 3\text{㎡} = 70\text{万円} \Rightarrow 60\text{万円を超える}$ ので、助成対象経費は $60\text{万円} \times 3\text{㎡} = 180\text{万円}$
- ・ 助成金は $180\text{万円} \times 1/2 = 90\text{万円}$ となります。

●ソフト面、ハード面の無料相談支援（厚生労働省委託事業）

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【ホームページ】 <https://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

職場における受動喫煙防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



申請書等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

「交付要綱」「交付要領」「助成金の手引き」をよくお読みください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



厚生労働省 令和5年度受動喫煙防止対策助成金

検索

検索サイトによっては、旧年度の様式等が表示されることがあります。必ず令和5年度版であることを確認してください。

問合せ・申請書送付先 厚生労働省北海道労働局 労働基準部健康課
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎
TEL 011-709-2311 (内線3563)
FAX 011-756-0056